

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国（伊勢崎税務署長）

平成25年4月11日棄却・上告

（第一審・前橋地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年11月9日判決、本資料262号－242・順号12092）

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 幸男
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	伊勢崎税務署長 齋藤 純子
同指定代理人	日向 輝彦
同	茅野 純也
同	福井 聖二
同	鈴木 啓之
同	長澤 聡子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 伊勢崎税務署長が控訴人の平成20年5月1日から平成21年4月30日までの事業年度の法人税について平成22年5月31日付けでした更正及び過少申告加算税賦課決定のうち、所得金額9988万2916円及び納付すべき税額2900万1000円を超える部分並びに過少申告加算税152万1000円の部分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成20年5月1日から平成21年4月30日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）における法人税の確定申告（以下「本件確定申告」という。）において、B株式会社（従前の商号はC株式会社。以下、商号変更の前後を通じ「B」という。）に対する家賃、出向料及び保守料並びに乙（以下「乙」といい、Bと併せて「Bら」という。）に対する地代について、過年度分を含めて一括して損金の額に算入したところ、伊勢崎税務署長から、このうち過年度分は寄附金に該当し、本件事業年度において実際に支出されていないため、損金の

額に算入できないとして、法人税につき更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。）を受けたことから、本件更正処分等のうち、上記過年度分の家賃、出向料、保守料及び地代に係る部分が違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

原判決は、本件更正処分等は適法であるとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人は、これを不服として控訴をした。

- 2 争いのない事実等並びに争点及びこれについての当事者の主張は、次項のとおり当審における控訴人の主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3ないし5（3頁12行目から12頁11行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張の要旨

(1) 商法512条に基づく報酬支払債務

控訴人は、平成16年5月1日から平成21年4月30日までの間、Bから本件事務所等を借り受け、人的役務の提供を受けていたところ、これは、株式会社であるBの営業の範囲内の行為であるから、控訴人は、Bに対し、商法512条に基づく報酬の支払義務を負う。

(2) 不当利得返還債務

仮に控訴人とBとの間に賃貸借契約が存在しないとしても、Bは、過去の賃料相当額について、控訴人に対する不当利得返還請求権を有する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、伊勢崎税務署長による控訴人の本件事業年度の法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定に誤りはなく、そのうち所得金額9988万2916円及び納付すべき税額2900万1000円を超える部分並びに過少申告加算税152万1000円の部分を取消す理由はないものと判断する。その理由は、次のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の（12頁12行目から20頁8行目まで）記載の理由説示のとおりであるから、これを引用する。

（当審における控訴人の主張に対する判断）

控訴人は、過年度分の本件地代家賃等について、仮に賃貸借契約が締結されていなかったとしても、商法512条による報酬又は不当利得としてこれをBらに支払う義務を負っていたのであるから、本件事業年度における過年度分の支払についても有償性があり、寄附金には該当しない旨主張する。

しかしながら、控訴人は、平成14年5月1日から平成15年4月30日まで、同年5月1日から平成16年4月30日まで、同年5月1日から平成17年4月30日まで、同年5月1日から平成18年4月30日まで、同年5月1日から平成19年4月30日まで、同年5月1日から平成20年4月30日までの各事業年度において、本件地代家賃等を経費に計上しておらず（甲2の1）、引用に係る原判決の理由説示のとおり、平成20年12月頃になって初めてその具体的金額を合意し、これを支払い、過年度分の損金の額について更正の請求をしないまま本件事業年度において一括して損金の額に計上したものであって、これによると、控訴人においては、本件地代家賃等について無償のものとして取り扱っていたものであり、その後、本件事業年度における損金として処理するために有償のものとしたにすぎず、過去の分について遡ってその法律構成を変更することはできないから、上記控訴人の主張は、いずれも採用できない。

- 2 以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない

ので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 齋藤 隆

裁判官 一木 文智

裁判官 春名 茂